

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民環境部 市民協働課	
不利益処分名	認可地縁団体の認可の取消し	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第260条の2第14項	
連 絡 先	(電話 621 - 5510)	
処 分 基 準	【地方自治法第260条の2第14項】 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。	
	基 準	
	参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)	